

議案第 1 1 8 号

令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 4 , 9 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 9 , 4 0 1 , 3 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		62,316,128	204,959	62,521,087
	10 国庫補助金	15,496,140	204,959	15,701,099
歳入合計		229,196,375	204,959	229,401,334

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		120,748,845	201,443	120,950,288
	05 社会福祉費	51,221,403	166,751	51,388,154
	10 児童福祉費	34,735,679	31,173	34,766,852
	15 生活保護費	32,996,467	945	32,997,412
	25 青少年費	1,795,296	2,574	1,797,870
50 教育費		18,254,690	3,516	18,258,206
	05 教育総務費	6,294,799	3,516	6,298,315
歳出合計		229,196,375	204,959	229,401,334

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 8 号 )

議118-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	62,316,128	204,959	62,521,087			
10 項 国庫補助金	15,496,140	204,959	15,701,099			
10 目 総務費補助金	10,059,381	204,959	10,264,340	物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	204,959	○ (総合政策局)  補助率 10/10  物価高騰対策にかかる事業実施に伴う補正  204,959

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	120,748,845	201,443	120,950,288	特定財源 201,443 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	51,221,403	166,751	51,388,154	特定財源 166,751 一般財源 0			
07 目 障害福祉費	17,314,616	37,975	17,352,591	国庫支出金 37,975	18 負担金、補助及び交付金	37,975	○ 福祉施設等物価高騰対策支援事業費（福祉局） 障害者施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、当該施設等へ一時支援金を給付することに伴う補正 37,975
20 目 老人福祉費	2,723,011	128,776	2,851,787	国庫支出金 128,776	18 負担金、補助及び交付金	128,776	○ 福祉施設等物価高騰対策支援事業費（福祉局） 介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、当該施設等へ一時支援金を給付することに伴う補正 128,776

議118-6

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	34,735,679	31,173	34,766,852	特定財源 31,173 一般財源 0			
05 目 児童福祉総 務費	19,297,709	5,424	19,303,133	国庫支出金 5,424	18 負担金、補 助及び交付 金	5,424	○ 福祉施設等物価高騰対策支援事業費（福祉局 5,124 ） 障害児施設の利用者への安定的なサービス提 供に資するため、当該施設へ一時支援金を給 付することに伴う補正 ○ 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（ 300 こども青少年局） 母子生活支援施設の利用者への安定的な支援 の提供に資するため、当該施設へ一時支援金 を給付することに伴う補正
17 目 児童保育費	14,477,180	25,749	14,502,929	国庫支出金 25,749	18 負担金、補 助及び交付 金	25,749	○ 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（ 25,749 こども青少年局） 教育・保育施設等の利用者への安定的な教育 ・保育の提供に資するため、当該施設等へ一 時支援金を給付することに伴う補正

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 生活保護費	32,996,467	945	32,997,412	特定財源 945 一般財源 0			
05 目 生活保護総 務費	1,412,886	945	1,413,831	国庫支出金 945	18 負担金、補 助及び交付 金	945	○ 福祉施設等物価高騰対策支援事業費（福祉局 945 ）  日常生活支援住居施設の利用者への安定的な 支援の提供に資するため、当該施設へ一時支 援金を給付することに伴う補正

議118-8

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,795,296	2,574	1,797,870	特定財源 2,574 一般財源 0			
15 目 児童育成費	539,764	2,574	542,338	国庫支出金 2,574	18 負担金、補 助及び交付 金	2,574	○ 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費 ( 2,574 こども青少年局) 民間児童ホームの利用者への安定的な保育の 提供に資するため、当該施設へ一時支援金を 給付することに伴う補正



歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	18,254,690	3,516	18,258,206	特定財源 3,516 一般財源 0			
05 項 教育総務費	6,294,799	3,516	6,298,315	特定財源 3,516 一般財源 0			
25 目 教育諸費	3,252,665	3,516	3,256,181	国庫支出金 3,516	18 負担金、補助及び交付金	3,516	○ 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費 ( 3,516 こども青少年局) 教育・保育施設の利用者への安定的な教育・ 保育の提供に資するため、当該施設へ一時支 援金を給付することに伴う補正



議案第 1 1 9 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 4 0 年尼崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(11)の 2 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 2 0 条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号（以下この号において「識別符号」という。）の発行（次のいずれかに該当する場合におけるものを除く。） 識別符号 1 件 4 0 0 円

ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 7 条第 1 項の規定により情報通信技術活用法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法（市長が別に定める方法に限る。以下この号及び第 1 3 号の 2 において同じ。）により識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書（戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 1 項に規定する戸籍電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の提供の請求が情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

イ 識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の提供の請求に併せて当該戸籍電子証明書により証明される事項と同一の事項が記載された戸籍謄本等（戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第 1 2 0 条第 1 項に規定する戸籍証明書をいう。）の交付の請求が行われた場合

第 2 条第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(13)の 2 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項に規定する除籍電子証明書提供

用識別符号（以下この号において「識別符号」という。）の発行  
（次のいずれかに該当する場合におけるものを除く。） 識別符号  
1件 700円

ア 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書（戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の提供の請求が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

イ 識別符号の発行に係る除籍電子証明書の提供の請求に併せて当該除籍電子証明書により証明される事項と同一の事項が記載された除籍謄本等（除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書をいう。）の交付の請求が行われた場合

第2条第14号中「（昭和22年法律第224号）」を削り、「届出若しくは」を「届出又は」に、「又は同法」を「、同法」に、「）若しくは」を「）又は」に改め、「事項の証明」の次に「及び同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報（同法第120条の4第1項に規定する届書等情報をいう。次号において同じ。）の内容の証明」を加え、同条第15号中「閲覧書類」を「閲覧及び同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を同項に規定する方法により表示したものの閲覧書類又は届書等情報に係る同法第120条の4第1項に規定する届書等」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（説 明）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の制定に伴

い、届書等情報内容証明書の交付事務等の手数料を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。